第一 改正の内容

時 分 割 直 交 周 波数分割多元接 続 方式 携帯無線 通信 を行う無線 局、 時 分割 周 波 数分割多 元接続. 方式

携 帯 無 線 通 信 を行う無線 局、 シ ン グ ル 丰 t リア周 波 数分割多元接続 方式 携帯 無線通 信 を行う無線 局 及び

直 交周 波 数分割 多元 接 続 方 式 携 帯 無線 通 信 を行う 無線 局 並 び こにこ れ 5 \mathcal{O} 無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 通 信 等

を行う 無 線 局 \mathcal{O} 空中 線 電 力 \mathcal{O} 許 容 偏 差 を定 め ること。

(第十四条関係

時分割 直 交周 波数分割多元接 続 方式 携帯 無線 通信を行う無線局、 時分割 周 波数分割多元接続 方式

携 帯 無 線 通 信 を行う無線 局、 シ ング ル 丰 ヤ リア周 波 数分割 多元接法 続 方式 携帯 無線 通 信 を行う無線 局 及び

直 交 周 波 数 分 割 多元 接 続 方 式 携 帯 無線 通 信 を行 う 無線 局 並 び にこ れ 5 \mathcal{O} 無 線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 通 信 等

を 行う 無線 局 の受信設 備 が 副 次的 に発す る電点 波 0 限 度を定めること。

(第二十四条関係)

三 時 分割 直 交 周 波数分割 1多元: 接 続 方式 携帯無線 通 信 !を行 1う無線1 局 及 び) 時 分割 直 一交周 波数 分割多元 接

方式 携 帯無線 通 信 を行う 無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 通 信 等 を行 う 無 線 局 \mathcal{O} 技 術 基 準 を 定 め

続

第四十 九 条 の六 0 七、 別 表第 号、 別 表第二号 及び 別表第三号関 係

几 時分割 周波数分割多元接続方式 7携帯. 無線通信を行う無線局及び時分割 周 波数分割多元接続方式

携

帯 無線 通 信 を行 う無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た \Diamond 0 通 信等 を 行う無い 線 局 \mathcal{O} 技 術 基 準 を定め ること。

第四 + 九 条の 六 0) 八、 別 表第 号、 別表第二 号 及び 別表第三号関 係

五. シング ル キ ヤ リア 周波数分割多元接続 方式 人携帯. 無線 通 信 を行う無線局 及びシング ル 丰 ヤ IJ ア 周波 数分

割 多元 接 続 方 式 携 帯 無線 通 信 を 行う無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た 8) 0) 通 信 等 を行う無線 局 のうち、 周 波 数 分割 複

信 方式 を 用 1 る £ \mathcal{O} \mathcal{O} 技 術 基 準 を定 め ること。

(第四· 十九条の六の九、 別表第一 号、 別表第二号及び別表第三号関 (係)

シング ルキ ヤ リア 周 波数分割多 元接 続 方 式 携帯 無線 通 信 を行う 無線! 局 及び シング ル 丰 ヤ IJ ア 周 波 数分

六

割 多 元 接 続 方 式 携帯 無線 通 信 を 行う 無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} た 8) 0) 通 信 等 を行う無線 局 \mathcal{O} うち、 時 分 割 複 信 方

式を用いるものの技術基準を定めること。

(第四十九条の六 の 十、 別表第 号、 別表第二号及び 別表第三号関 係)

七 直 · |交 |周 波 数数 分割 多元接 続 方式 携 帯 無線 通 信 を行 Š 無線 局 及 び 直 ||交周 波 数 分割 1多元: 接 続 方式 携 帯 無 線 通

信を行う 無線 設 備 \mathcal{O} 試 験 0 ため \mathcal{O} 通 信等 を行う無線局 のう ち、 周 波数分割複信 方式を用 7 るも \mathcal{O} \mathcal{O} 技術

八 直交周波数分割多元接続方式携帯無線 通信を行う無線 局 及び直交周 波数分割多元接 続 方式 携帯無線通

信を行う無線設備の 試験の ための 通信等を行う無線局のうち、 時分割複信方式を用いるも 0) 0) 技術 基準

を定めること。

(第四十九条の六の十二、 別表第一号、 別表第二号及び別表第三号関係)

第二 施行期日等

九

その他規定の整備をすること。

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。